

株式会社Land-knot  
議決制限株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当会社の議決制限株式（以下「株式」という。）に関する取扱いその他当該株式に関する手続について定めたものである。

(株券の不発行)

第2条 当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(取扱場所)

第3条 この規程による当会社の株式事務の取扱場所は、次のとおりとする。

事務取扱場所 山梨県富士吉田市上吉田7丁目14番12号 本社

(手続の方法)

第4条 株式についての請求、届出又は申出は、当会社所定の書式に記名し、当会社に届けた印鑑を押印することにより行うものとする。ただし、法令に従い、書面に代えて電磁的方法によることができる場合には、当会社の指定する電磁的方法（記録されるべき内容及び送信手段の双方を含む。）をもって、請求、届出又は申出を行うことができる。

第2章 名義書換

(譲渡制限)

第5条 株式は譲渡制限株であり株主名簿の名義書換は、次に掲げる場合にのみ、することができる。

(1) 株式の名義人（又は一般承継人）及び取得希望者の共同請求がある場合

(2) 法定相続人全員より、株式承継者の指名がある場合

2 株式について名義書換を請求しようとする場合は、所定の書式に記名押印の上、代表取締役提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(買取請求)

第6条 株主は、当会社に対し株式の買い取り請求を行うことができる。

2 買取請求がなされた場合において、当会社はその理由を示して、当該請求を却下することができる。

(買取価格)

第7条 前条第一項の請求がなされた場合、当会社より買取価額を設定する。

2 買取請求者は、買取価額が提示された後、一定期間内であれば当該請求を取り下げることができる。

(転売目的の株式取得の禁止)

第8条 転売を目的とした購入等、第三者への株の譲渡を目的として、株式を取得したことが判明した場合、当該株式の名義は当会社に移るものとする。

2 前項において、当会社名義となった株式を、改めて譲渡を予定されていた第三者名義に書換を認めるためには、代表取締役の承認を受けるものとする。

### 第3章 諸届出

(株主が個人の場合の届出)

第9条 株主が個人の場合は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により届け出る。ただし、外国籍の者については署名をもって印鑑に代えることができる。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合は、所定の書式により届け出る。なお、氏名を変更する場合は、戸籍抄本も添付しなければならない。

(法人の場合の届出)

第10条 株主が法人の場合は、法人の名称、所在地、印鑑並びにその代表者の資格及び氏名を所定の書式により届け出る。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合は、届出の際に変更登記後の登記事項証明書を添えて届け出る。

(共有株式の場合)

第11条 共有株式の場合は、その代表者1名を定め、届出書に共有者全員が連署の上届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(外国居住株主等の場合の届出)

第12条 外国に居住する株主の場合は、氏名及び日本国内における通知送達のための仮住所を所定の書式により届け出るものとする。なお、日本国内に代理人を置く場合は、代理人の氏名及び住所を届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合は、所定の書式に、本国における証明書を添付して届け出る。

(代理人の設定、変更又は解除)

第13条 代理人を設定、変更又は解除した場合は、所定の書式により届け出るものとする。

2 代理人が法定代理人の場合は、設定及び変更の届出の際に、戸籍抄本を添付しなければならない。

## 第4章 所在不明株主の株式

(所在不明株主)

第14条 連絡が取れなくなる等、通知・催告が継続して到達しない株主を所在不明株主とする。

(所在不明株主の要件)

第15条 次の要件を満たす場合、当該株主を所在不明株主とみなす。

- (1) 株主名簿に記載・記録された株主の住所またはその者が会社に通知した宛先に対して発した通知および催告が、継続して5年到達しないこと。
- (2) 当該株式の株主が、継続して5年間剰余金の配当を受領していないこと。
- (3) 当該株式について登録質権者がある場合には、当該登録質権者についても、上記(1)(2)の要件を満たすこと。

(所在不明株主の株式の処分)

第16条 所在不明株主の所有株式処分は、競売によるものとする。ただし、裁判所の許可を得て、競売以外の方法により売却することができる。後者の場合は、当該許可の申立ては取締役が2人以上の場合は、その全員の同意によるものとする。

2 裁判所の許可を得て売却する場合において、総会の決議により、会社が当該株式を買い取ることができる。

※当該株式を売却または買い取った代金は、所在不明株主が現れたら支払えるように準備をして待つ(この場合、売却代金債権の消滅時効は10年となります)、債権者不確知として法務局に供託をして、代金支払債務を免れることとなります。

## 関係条文

### 【当社定款関係】

第8条 当社が会社法第322条第1項2号から13号に掲げる行為をする場合には、議決権制限株式株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

### 【会社法関係】

第322条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 次に掲げる事項についての定款の変更（第百十一条第一項又は第二項に規定するものを除く。）

イ 株式の種類を追加

ロ 株式の内容の変更

ハ 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

一の二 第百七十九条の三第一項の承認

二 株式の併合又は株式の分割

三 第百八十五条に規定する株式無償割当て

四 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第二百二条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

五 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

六 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て

七 合併

八 吸収分割

九 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

十 新設分割

十一 株式交換

**十二 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得**

**十三 株式移転**

第111条 種類株式発行会社がある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式の内容として第百八条第一項第六号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 当該種類の株式の種類株主

二 第百八条第二項第五号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主

三 第百八条第二項第六号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の種類株主

第108条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

一 剰余金の配当

二 残余財産の分配

三 株主総会において議決権を行使することができる事項

四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。

六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。

七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること。

八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社（第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第百十二条第一項において同じ。）又は監査役を選任すること。

第百七十九条の三 特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。）をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。

#### 上記の関連事項

総株主の議決権の10分の9以上を有する株主（特別支配株主）は、対象会社に対して一定の事項を記載した通知を行い、対象会社において、その承諾や売渡株主に対する通知・公告等の手続を経ることにより、特別支配株主が少数株主の有する株式等（株式、新株予約権、新株予約権付社債を指します。以下、同じ。）の全部を、少数株主の個別の承諾なく、直接、金銭を対価として取得すること（キャッシュアウト）を可能にするものです。